

## (1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

### 1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『共通仮設費』は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。
- ② 『現場管理費』は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること

### 2 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

#### (i) 一般工事

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 『一般管理費等』は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

#### (ii) 鉄塔・反射板工事

- ① 『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
  - ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
  - ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。
- ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

### 3 「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

## (2) 営繕工事に係る基準の取り扱いについて

### 営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
- ② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。  
ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

## (3) 下水道工事（機械設備・電気設備工事）に係る基準の取り扱いについて

和歌山県が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備請負工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格及び特別重点調査の各費用を算出する。

- ① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機器費」に10分の6を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『直接工事費』} = \text{「直接工事費」} + \text{「機器費」} \times 6 / 10$$

- ② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『共通仮設費』} = \text{「共通仮設費」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

- ③ 『現場管理費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に10分の2を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『現場管理費』} = \text{「現場管理費」} + \text{「据付間接費」} + \text{「設計技術費」} + \text{「機器費」} \times 2 / 10$$

- ④ 『一般管理費等』は、「一般管理費等」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『一般管理費等』} = \text{「一般管理費等」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

## (4) 営繕工事に係る特別重点調査の運用について

営繕工事における特別重点調査については、「営繕工事に係る基準の取り扱いについて」を運用した上で、下記基準により判定を行う。

#### 特別重点調査基準

営繕工事においては、『直接工事費』及び『現場管理費』について個別に判定せず、合計額で判定を行う。

(参考)

『直接工事費』	『現場管理費』	『共通仮設費』	『一般管理費』
×	+	×	×
9 5 %	8 0 %	8 0 %	3 0 %

※上記(2)、(4)の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とする。

(参考)

- ・県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物(附帯設備を含む)に係る工事については、上記積算基準を適用している。
- ・その他の発注機関で施行する営繕工事についても、「公共建築工事積算基準」により積算する工事は上記基準による。